

各 種 計 画 一 覧

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|--|
| 島根県地域福祉支援計画 ○計画期間： H22～H26（予定） ○策定根拠： 社会福祉法 § 108 | ○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○市町村地域福祉計画の中に、災害時の要援護者の支援方法などを盛り込むよう厚生労働省からガイドラインも示されており、今後、市町村地域福祉計画の策定状況や内容等を踏まえながら、県支援計画の見直しを行っていく。 |
| 島根県保健医療計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 医療法 § 30の4① | ○平成17年の医療制度改革と、これに伴う平成18年の第5次医療法改正を受け、県民が良質かつ適切な医療を受けられる体制を目指し、予防を重視した健康づくりの推進、限られた医療資源を最大限活用するための医療機関相互の機能分担と連携の強化、患者の立場に立った医療情報の提供などを推進するため、平成20年4月に平成24年度までの5年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。 |
| 島根県地域医療支援計画 ○計画期間： H2～H24 ○策定根拠： 厚生労働省通知 | ○国の第10次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。 |
| 島根県地域医療再生計画 ○計画期間： H21～H25 ○策定根拠： 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱 | ○医療機能の強化、医師等の確保など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師不足が深刻な地域における医師をはじめとした医療従事者の確保に重点をおき、併せて、医療用のヘリコプターや、遠隔画像診断などマンパワー不足を補うための体制整備を図る。 ○事業期間 H21年度～H25年度 ○事業費 50億円 |
| 島根県がん対策推進計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： がん対策基本法 § 8① ※島根県がん対策推進条例の趣旨に沿って策定 | ○全ての国民及びがん患者や家族の立場にたって、総合的ながん対策の一層の推進を図るために、平成18年6月「がん対策基本法」が制定され、さらに平成18年9月には「島根県がん対策推進条例」が全国で初めて制定された。 ○法及び基本計画、条例を基本として、平成19年11月に島根県がん対策推進協議会が設置され、ここでの検討を踏まえ、「島根県がん対策推進計画」を策定した。 ○重点施策として、「がん予防の推進」、「緩和ケアの推進」、「患者支援」の3つを掲げるとともに、重点目標を3項目設定しているほか、分野別施策として7項目を提示し、各項目に具体的数値目標を設定している。 ○計画期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とし、中間年である平成22年度に中間評価を行う。 |
| 島根県食育推進計画 ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 食育基本法 | ○県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。 ○特に島根の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や組織等の島根を支える力（地域力）を生かした、島根らしい食育を進め県民一人ひとりの実践を促す。 |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|---|
| <p>島根県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画</p> <p>○計画期間： H21～H23</p> <p>○策定根拠： 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①</p> | <p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。</p> <p>○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「地域ケア体制の確立」、「介護人材確保の対策と質の高い人材の養成」「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。</p> <p>○特に、介護サービス量については、今後とも需要の伸びが見込まれるとともに、利用者の選択の機会を確保していく必要がある。こうした状況を踏まえて、各保険者が決定した介護サービス量が、計画期間中に円滑に提供されるように、県として支援していくものである。</p> <p>○計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p> |
| <p>しまね高齢社会振興ビジョン21</p> <p>○目標年次平成22年</p> | <p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性を示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにしたものの。</p> |
| <p>島根県地域ケア整備構想</p> <p>○計画期間： H19～H24 (療養病床転換推進計画)</p> | <p>○療養病床再編の過程を通して、人口構造等の将来的な展望を踏まえながら、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制整備を、地域のニーズに沿った形で進めようとするための構想。</p> <p>○「医療費適正化計画」、「保健医療計画」及び「介護保険事業支援計画」との整合性を図りながら、地域ケア体制のあり方・将来像、介護サービス等の必要量の見込みとその確保方策、療養病床の転換の推進（療養病床転換推進計画、転換支援措置）を明らかにしたものの。</p> |
| <p>島根県医療費適正化計画</p> <p>○計画期間： H20～H24</p> <p>○策定根拠： 高確法§9</p> | <p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、2つの施策（生活習慣病の予防対策・平均在院日数の短縮）により将来的な医療費の伸びを抑制することを目指すものである。</p> <p>○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。</p> <p>○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成22年度に中間評価予定。</p> <p>○計画策定時は「平成22年度に中間評価を行い、平成25年度に実績評価を行う」予定であったが、高確法廃止後の動向が不明確であるため、中間評価の方法・次期計画の対象期間・策定期間ともに不明確である。</p> |
| <p>しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕)</p> <p>○計画期間： H22～H26</p> <p>○策定根拠：次世代育成支援対策推進法§9</p> | <p>○進行する少子化に対応するため、平成17年度～平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策（少子化対策）を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画（H22～H26）を策定した。</p> <p>○「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。</p> <p>○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月28日厚生労働省通知）と一体のものとして策定した。</p> |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|--|---|
| <p>しまね青少年プラン ○計画期間： H17～H21</p> | <p>○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、県民の意識を高め、青少年を健やかに育む地域環境づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を呼びかけている。 ○子ども・若者育成支援推進法に基づく県計画として位置づけ、平成22年中に示される子ども・若者育成支援推進大綱を勘案し策定する。</p> |
| <p>島根県ひとり親家庭等自立支援計画 ○計画期間： H20～H29 ○策定根拠： 母子及び寡婦福祉法 § 12</p> | <p>○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であり、ひとり親家庭等を支援する9つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針ともなる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の対象期間が満了する平成24年度、または、状況の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行う。</p> |
| <p>島根県DV対策基本計画 ○計画期間： H20～H22 ○策定根拠： DV防止法 § 2の3</p> | <p>○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間であり、平成22年度に見直しを行う。</p> |
| <p>島根はつらつプラン (島根県障害者計画) ○計画期間： H15～H24 ○策定根拠： 障害者基本法 § 9</p> | <p>○21世紀初頭に達成すべき本県の障がい者施策推進の基本的方向や達成すべき障がい者福祉サービスの目標等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○障がいのある人が「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもとに、共に支え合う地域社会の中で、県民誰もが住みたい地域で安心して暮らすことができ、自分らしい生活をするのできる社会を創ることを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成15年度から平成24年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行うこととする。また、達成すべき障がい者福祉サービスの目標は前期5ヵ年について設定している。</p> |
| <p>島根県障害福祉計画 ○計画期間： H18～H20年 [第2期] H21～H23年 ○策定根拠： 障害者自立支援法 § 89</p> | <p>「島根はつらつプラン」に掲げる事項のうち、介護及び訓練等の障がい福祉サービスについての実施計画（障害者自立支援法の施行により、島根はつらつプランで定めていた障がい福祉サービス体系が変更になったため、本計画を策定したもの） ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるための計画。 ○障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障がい者が必要とする介護及び訓練の障がい福祉サービスの確保、障がい者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労を推進。</p> |
| <p>島根県自殺対策総合計画 ○計画期間： H20～H24 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4</p> | <p>○今後の本県における総合的な自殺対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成14～18年の5年間の平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%減少 ○推進体制として、島根県自殺総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自殺対策の推進）と、圏域自殺対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。</p> |

| 計 画 名 | 計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等 |
|---|--|
| 島根県障害者就労支援事業 所工賃倍増計画 ○計画期間： H19～H23 ○策定根拠： 厚生労働省通知 | ○就労意欲のある障がい者が利用する福祉施設において、利用者に支払われる工賃水準の向上に向けた取り組みを推進するため、工賃向上に関する実施計画を策定するもの。 ○障がい者が地域において真に自立するためには、所得水準の向上を図ることが必要であり、就労活動の充実、所得水準向上の観点のみならず、障がい者の社会参加の促進や自己実現を図る上でも大切である。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。 |
| 感染症予防計画 ○計画期間： H20～ ○策定根拠： 感染症法 § 10、§ 11 | ○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。 |
| 結核対策推進計画 ○計画期間： H17～H21 | ○旧結核予防法に基づき平成17年10月に「島根県結核予防計画」を策定したが、結核予防法の廃止に伴いこの予防計画の策定根拠が失効した。しかし、依然として結核が主要な感染症である現実を踏まえ、結核対策の一層の充実を図る必要があることから、この予防計画を感染症法に沿った内容となるよう規定を見直したうえで、感染症法第10条の規定に基づき策定した「島根県感染症予防計画」の下、この計画における結核対策を補完する具体的な県の行動計画として位置づけるものである。 |
| 新型インフルエンザ対策行動計画 ○計画期間： H21～ ○策定根拠： 厚生労働省通知 | ○新型インフルエンザが発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「体制と連携」、「サーベイランス」、「予防と感染拡大防止」、「医療」、「情報収集・提供」、「社会機能維持」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。 |
| 島根県水道水質管理計画 ○計画期間：H19～H28 ○策定根拠：厚生省通知 | ○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。 |
| 島根県水道整備基本構想 ○計画期間：H元～H22 ○策定根拠：厚生省通知 | ○年々増加する需要水量に対応するために、広域的な水源の確保が必要であり、長期的な水需要予測を行い、水道事業の広域的かつ計画的な整備を図る。 |
| 東部地域広域的水道整備計画 ○計画期間：H4～H25 ○策定根拠： 水道法 § 5 の 2 | ○島根県水道整備基本構想に基づき、東部圏域の広域的・計画的な水道整備に関する基本方針を樹立し、水道用水の安全で安定した供給と均衡のある給水体制の確保を図る。 |
| 島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間：H20～H29 ○策定根拠：動物愛護管理法 § 6 の 1 | ○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。 |
| 食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間：H20～H23 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針 | ○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み（行動計画）を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。 |